

③ 企業での活用の促進

- 事業主が雇用する労働者に対して社外のキャリア・コンサルティングを受けさせた場合又は一定の企業内のキャリア・コンサルタントを配置してキャリア・コンサルティングを実施した場合に、キャリア形成促進助成金を支給
- 企業内の職業能力開発の推進役である職業能力開発推進者に対して導入レベルのキャリア・コンサルティング技法・知識を付与（平成16年度から本格開始）

職業能力開発促進法上の位置付け

第十条の二 事業主は、前2条の措置によるほか、必要に応じ、次に掲げる措置を講ずることにより、その雇用する労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進するものとする。

- 一 労働者が自ら職業能力の開発及び向上に関する目標を定めることを容易にするために、業務の遂行に必要な技能及びこれに関する知識の内容及び程度その他の事項に関し、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- 二 労働者が実務の経験を通じて自ら職業能力の開発及び向上を図ることができるようにするために、労働者の配置その他の雇用管理について配慮すること。

第十五条の二 国及び都道府県は、事業主等の行う職業訓練及び職業能力検定並びに労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するために必要な援助その他労働者が職業生活設計に即して自発的な職業能力の開発及び向上を図ることを容易にする等のために事業主の講ずる措置に関し、次の援助を行うように努めなければならない。

- 一 （略）
 - 二 職業能力の開発及び向上の促進に関する技術的事項について相談その他の援助を行うこと。
 - 三 情報及び資料を提供すること。
- 2 国及び都道府県は、職業能力の開発及び向上を促進するため、労働者に対し、前項第二号及び第三号に掲げる援助を行うように努めなければならない。
- 3、4 （略）

キャリア・コンサルタントの養成・活用に向けた取組について

1 趣旨

個人の自主的なキャリア形成の取組を支援する観点から、個人に対して職業生活設計を踏まえた的確なキャリア・コンサルティングを行うキャリア・コンサルタントを養成することにより、職業能力開発等に関する総合的な相談機能を強化することとする。

2 キャリア・コンサルティング実施に必要な能力の体系化

- 学識経験者からなる研究会を設置し、キャリア・コンサルティング実施に必要な能力要件について体系化し、平成14年4月に研究報告をとりまとめた。平成16年4月には、若年者向けキャリア・コンサルティング実施に必要な能力要件等を策定し、研究報告をとりまとめた。
- 平成14年4月の研究報告を踏まえ、養成及び能力評価のあり方について検討し、平成14年11月から民間機関が実施するキャリア・コンサルタント能力評価試験について、助成対象として指定を開始。（平成17年4月現在、11試験を指定。）

3 キャリア・コンサルタントの養成

○ 養成計画

平成14年度以降、官民合わせて5年間で5万人を目標として養成を推進。各年おおむね1万人の養成を目指す。（平成16年度末までの累積養成数は、約2万8千人となっている。）

○ 公的機関における養成

職業能力開発大学校等において、平成14年11月から企業の人事・労務管理担当者等の在職者を中心とした訓練コースを開設（毎年1,100名を養成）。平成16年度から若年者向けキャリア・コンサルタントの養成を実施。

○ 民間機関における養成への支援

- ・ キャリア形成促進助成金の活用（事業主が労働者のキャリア・コンサルタント養成訓練の受講又は能力評価試験の受検を支援した場合に助成。）
- ・ 教育訓練給付制度の活用（労働者自らキャリア・コンサルタント養成講座を受講した場合に支援。）

○ 民間機関における取組み

平成16年3月21日、キャリア・コンサルタントの資質確保とキャリア・コンサルティングの普及啓発を目的として、「キャリア・コンサルタント養成講座・能力評価試験実施機関連絡協議会（通称：キャリア協議会）」が発足。

4 キャリア・コンサルタントの活用

○ 公的機関における活用（平成17年度）

平成13年10月以降、（独）雇用・能力開発機構の都道府県センターに設置した「キャリア形成支援コーナー」、ハローワーク等にキャリア・コンサルタントを配置。

（参考）

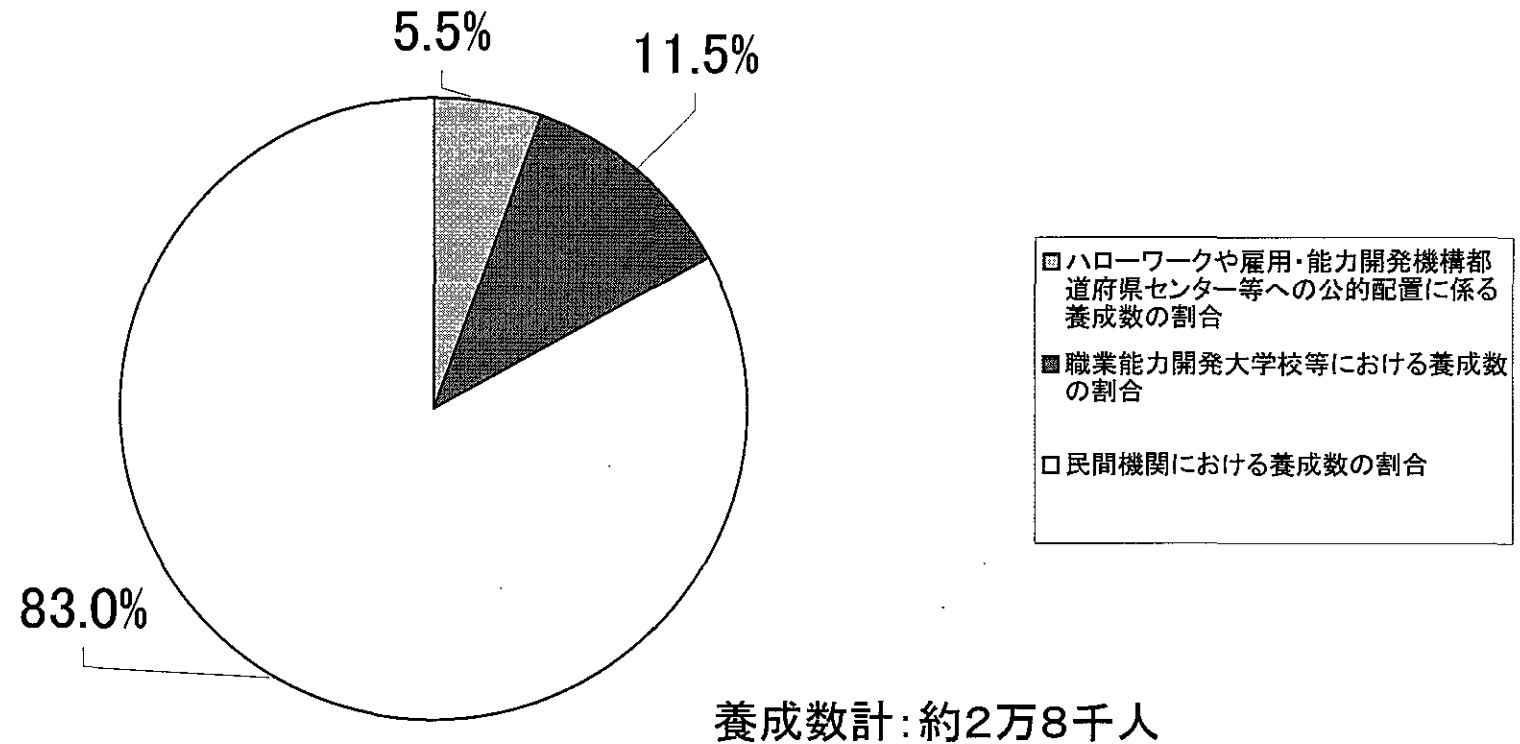
キャリア形成支援コーナー、ハローワーク等における相談状況

キャリア・コンサルタント	約900人
相談件数	約120万件（平成16年度）

○ 民間機関における活用

官民により養成されたキャリア・コンサルタントについては、ハローワーク等の公的機関における活用のほか、民間職業紹介機関や教育訓練機関、企業の人事部門、学校等における活用を促進。

キャリア・コンサルタントの養成数について(平成16年年度末まで)



注)

「民間機関における養成数の割合」は、アンケートにより把握した①キャリア形成促進助成金(職業能力評価推進給付金)指定試験の合格者数及び②キャリア・コンサルタント養成講座(教育訓練給付の指定講座であるものに限る。)の修了者数より算出。

職業能力評価制度の推進

労働者の職業能力を開発・向上させるためには、各種の教育訓練の実施とあわせて職業能力の評価が適切に行われることが重要である。労働者の職業能力を評価する制度として、厚生労働省が現在実施・整備しているものは、次のとおりである。

1 技能検定制度

技能検定は、労働者が有する技能を検定し、国が公証する制度であり、検定職種によって都道府県知事または指定試験機関が実施している。

現在137職種を実施しており、合格者は「技能士」と称することができる。

技能検定の試験事務は、平成13年10月の改正職業能力開発促進法の施行により、民間機関に技能検定の試験事務を行わせることができることとなり、現在、6団体を指定している。

2 社内検定認定制度

事業主等が実施している社内検定のうち、技能振興上奨励すべき者を、厚生労働大臣が認定を行う制度である。

現在128職種が認定を受けており、認定を受けたものは「厚生労働省認定」と表示することができる。

3 ビジネス・キャリア制度

ホワイトカラー労働者が担当職務を適切に遂行するために必要となる知識の段階的かつ体系的な習得に役立つ講座を厚生労働大臣が認定し、その受講を通じて、職務に必要な知識を習得することを支援する制度。

4 YES－プログラム

平成16年度から、事務・営業の職種について実際に企業が若年者に求めている就職基礎能力の内容を提示し、それらを身につけるための講座や試験を認定するとともに、認定講座を修了等した者に対して証明書を発行することとしている。

5 幅広い職種を対象とする職業能力評価制度の構築

平成14年度以降、職業能力評価制度の整備のために、官民の有する既存の職業能力評価基準を活用しつつ、ものづくり産業からサービス業に至る幅広い産業界等との連携・協力のもと、当該産業内にある職務の内容を明らかにするための職務分析を実施し、これらを踏まえ職務遂行に必要とされる職業能力を職業能力評価基準として策定する事業に取り組んでいる。策定された評価基準は、企業が求める能力要件の明確化、個人の職業能力の診断・把握等のために活用していく。こうした施策展開を通じて、職業能力評価制度の整備・構築につなげていくこととする。

職業能力開発分野における国際協力

「人づくり」を通じて国際社会に貢献する観点から、次の事業により、職業能力開発分野の国際協力を推進している。

1 政府間の技術協力

外務省及び独立行政法人国際協力機構（JICA）と連携して、海外における職業能力開発施設の設置・運営に対する協力、専門家の派遣、海外の職業能力開発関係研修員の受入れ、開発途上国における研修の実施に対する協力を行っている。

2 国際機関等を通じた技術協力

東南アジア諸国連合（ASEAN）を通じた人材養成分野への協力として、新規加盟4ヶ国（カンボジア・ラオス・ミャンマー・ベトナム）の底上げ支援に対する協力、アジア・太平洋地域の経済発展を目的とするアジア・太平洋経済協力（APEC）の人材養成分野の活動に対する支援を実施するほか、アジア・太平洋地域の職業訓練及び技能の水準の向上を目的としたILOが協力する地域プログラムであるアジア・太平洋地域技能開発計画（APSDP）を通じた技術協力を行っている。

3 外国人研修生等の受入れ

(1) 技能実習制度

外国人研修生が、一定期間の研修後、研修成果の評価等を行った上で、引き続き雇用関係の下で実務を通して技術、技能等を修得することができる制度であり、平成5年に創設された。

制度の適正な実施のため、国際研修協力機構（JITCO）において、技能実習を予定する外国人研修生のあっせん、研修から技能実習に移行する際の研修成果の評価、研修及び技能実習の実施状況の把握等を行っている。

	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年
研修 入国者数	54,049	59,064	58,534	64,817	75,359
技能実習 移動者	12,395	16,113	19,225	20,822	26,488

資料出所 法務省

(2) 研修生の受入れ等

開発途上国の労働者を我が国の企業に研修生として受け入れる事業を実施するとともに、職業能力開発総合大学校への留学生の受入れを行っている。

2007年ユニバーサル技能五輪国際大会の概要

1 大会の概要

技能五輪国際大会は、各国の若者が国際的に技能を競うことにより、参加国の職業訓練の振興と技能水準の向上等を目的とした大会であり、1950年にスペインで第1回が開催された。我が国は1962年の第11回大会から参加し、1970年の第19回大会が東京で、1985年の第28回大会が大阪で開催された（詳細別紙1）。

国際アビリンピックは、障害のある人の職業的自立意識の喚起、社会一般の理解の増進等を図ることを目的とした技能競技大会であり、1981年の国際障害者年を記念して第1回大会が東京で開催された（詳細別紙2）。

これらの大会は、第1回目以降、異なる時期に異なる都市で開催されていたが、2007年に初めて静岡において第39回技能五輪国際大会と第7回国際アビリンピックが同時開催されることとなった。

2 名称及びキャッチフレーズ

(1) 名称

第39回技能五輪国際大会、第7回国際アビリンピック及び併設イベントを総称して次のような名称とする。

2007年ユニバーサル技能五輪国際大会

International Skills Festival for All in Japan 2007

(2) キャッチフレーズ

個性輝く技能の祭典

～見せよう、伝えよう、技能で輝く個と社会～

3 大会規模

(1) 第39回技能五輪国際大会

- ①参加国数 40カ国程度
- ②実施職種数 40職種程度
- ③参加者数 約2,500人（選手、審査員他）

(2) 第7回国際アビリンピック

- ①参加国数 30カ国程度
- ②実施職種数 30職種程度
- ③参加者数 約1,000人（選手、審査員、介添者他）

4 日程

(1) 大会日程

技能五輪国際大会： 11月7日（水）～21日（水）（15日間）

国際アビリンピック： 11月13日（火）～18日（日）（6日間）

(2) 競技日程

日程	技能五輪	アビリンピック	備考
11 / 14 (水)	競技 競技 競技 競技 審査 審査 閉会式	開会式（合同開催）	
15 (木)		競技・審査	世界技能会議開催
16 (金)		競技・審査	
17 (土)		競技・審査	
18 (日)		表彰式・閉会式	
19 (月)			
20 (火)			
21 (水)			

5 大会プログラム概要

(1) 開会式（グランシップ（静岡市））

同時開催の意義を深め、選手等の交流を促進する目的で、技能五輪国際大会及び国際アビリンピックの開会式を合同開催する。

(2) 加盟各国が参加する競技（技能五輪国際大会は門池地区（沼津市）の施設、国際アビリンピックはツインメッセ（静岡市））

技能五輪国際大会	正式職種	前回大会の競技職種をもとにワールドスキルズが40職種の範囲内で決定（最低参加国数：12）。光ファイバーに関する職種を初めて実施することを予定。
	デモンストレーション職種	加盟国の提案に基づいてワールドスキルズが決定（当初最低参加国数：6）。
国際アビリンピック	職業技能競技職種	義務的職種（12職種）は以下のとおり。 家具製作、コンピュータ・プログラミング、洋裁、電子機器組み立て・テスト、木彫など。（最低参加国数：3、最低参加者：5）それ以外の職種として、知的障害者も含め、職域拡大をアピールするための職種を実施。
	生活余暇技能競技職種	障害のある人のすばらしい才能や能力をアピールする競技職種を実施。職種の指定はないが、実施が義務づけられている。

(3) (2) 以外の競技等イベント（競技会場内又はその近隣）

①日本の優れた技能の紹介

アニメ製作、ゲームソフトクリエイターなどの若者に魅力のある職種や伝統産業に関する職種を、技能五輪国際大会のプレゼンテーション職種として実施。

また、障害者向け職種として職域拡大をアピールできるもののうち、参加者が少ないために職業技能競技としての実施が困難なものを国際アビリンピックのデモンストレーションとして実施。

②障害者の支援に関する企業の取り組み事例

(4) 併催イベント（競技会場内又はその近隣）

①世界技能会議

障害者を含めた職業能力開発に関する国内外の専門家、関係者が一同に会する国際会議を開催。

②産業観光など開催地の特色を活かしたイベント

③その他

若者に魅力のあるものや子供を対象とした体験型のものなど、発信力、集客効果のあるイベントを実施。

同時開催を象徴するイベントとして障害者と障害の無い者とが協力して取り組めるものなど、大会を象徴するイベントを実施。

(5) 閉会式（技能五輪国際大会はキラメッセぬまづ、国際アビリンピックはグランシップ）

平成17年度職業能力開発局重点施策と予算の概要について

平成17年度予算額 1,687億円

I 若者人間力強化プロジェクトの推進

28億円

1 フリーター・無業者に対する働く意欲の涵養・向上 21億円

(1) 若者自立塾の創設（新規） 9.8億円

合宿形式による集団生活の中で、生活訓練、労働体験等を通じて、職業人、社会人として必要な基本的能力の獲得、勤労観の醸成を図り、働く自信と意欲を付与する。

20箇所

(2) ヤングジョブスポットの見直し等による若年者への働きかけの強化

8.9億円

拠点を設置して若年者の参集を待つ従来の方法を見直し、若年者が集まりやすい場所に出向き、情報提供、相談等を実施するとともに、インターネットを活用して情報を発信する等により地域における若年者に対する職業的自立への働きかけを強化する。

(3) 就職基礎能力速成講座の実施（新規）

2.3億円

民間事業者を活用して、職業意識啓発、職場におけるコミュニケーション能力、基礎的ビジネスマナー等の習得を図るための講座を10日間程度で実施し、早期の就職促進を図る。

2 ものづくり立国の推進

6.7億円

工場、民間・公共の訓練施設等の親子等への開放促進、ものづくり技能に関するシンポジウムの開催、若年者によるものづくり技能競技大会の実施等を通じ、ものづくりに親しむ社会を形成し、その基盤の上に熟練技能の一層の高度化を図る。

II 若者自立・挑戦プランの推進

124億円

1 実務・教育連結型人材育成システム（日本版デュアルシステム）の拡充

102億円

進路が決まらない学卒者等の日本版デュアルシステムの受講を促進するための体験講習を実施するとともに、企業、民間教育訓練機関の取組を促進す

る施策の強化等を行う。また、若年者のためのワンストップサービスセンター（ジョブ・カフェ）においても、受講希望の受付を開始する。

- ・ 日本版デュアルシステムへの橋渡し講習の実施（新規）

1. 8億円

- 2 若年者向けキャリア・コンサルタントの養成・普及の推進 1. 6億円

若年者向けのキャリア・コンサルタントを職業能力開発大学校等で養成するとともに、市町村の既存施設等を活用したキャリア・コンサルティング等を実施する。

- 3 学卒、若年者向けの実践的能力評価・公証の仕組みの整備 6. 4億円

学卒、若年者が、職業能力開発について目標を持ち、意欲を持って取り組むことができるよう、若年者就職基礎能力支援事業（YES－プログラム）の普及促進を図るとともに、3級技能検定職種の拡大を図る。

Ⅲ 企業ニーズ等に対応した職業能力開発の推進

228億円

- 1 ニーズ・成果を確実に反映させるとともに、民間を積極的に活用した公共職業訓練の推進 221億円

専修学校等の民間教育訓練機関を活用した職業訓練を推進するとともに、人材ニーズや訓練成果（就職率など）を訓練内容に確実に反映させるための運営管理手法の民間教育訓練機関への普及を図る。

- 2 個別企業の要望に即した職業訓練の充実 2. 5億円

業界団体と連携して、団体傘下の個別企業の人材ニーズを把握し、それに対応した民間教育訓練機関等での座学と企業実習を組み合わせた職業訓練（オーダーメイド型訓練）を推進する。

- 3 地域における創業を支援する実践的な職業訓練の推進 4. 9億円

創業や新分野展開を支援するため相談援助、人材育成等を推進するとともに、地場産業における創業等のための実践的な職業訓練を都道府県に委託して実施する。

Ⅳ キャリア形成支援のための条件整備の推進

49億円

- 1 キャリア・コンサルティング実施体制の整備 31億円

民間機関、職業能力開発大学校等におけるキャリア・コンサルタントの養

成を推進し、民間企業や公共職業安定所等での活用を進めることなどにより、キャリア・コンサルティングの普及を図る。

- 2 幅広い職種を対象とした職業能力評価制度の整備 4. 3 億円
労働者のキャリア形成や労働市場の機能強化を図るため、ホワイトカラーを含め、幅広い職種を対象とした職業能力評価基準の策定を業界団体等との連携の下で進めるとともに、策定された評価基準等の普及促進を図る。
- 3 民間におけるeラーニングの活用の促進 1. 8 億円
インターネット等を利用し、いつでもどこでも能力開発ができる仕組み(eラーニング)の活用を促進するため、eラーニングに関する情報収集・提供体制の整備等を図る。

V 母子家庭等自立支援対策の推進

1 3 億円

- 1 母子家庭の母等に対する職業訓練受講機会の拡大 1 3 億円
就労経験のない又は就労経験の乏しい母子家庭の母や、「自立支援プログラム」に基づき職業訓練が必要と判断された児童扶養手当受給者及び生活保護受給者に対して、無料の職業訓練機会の拡充を図る。

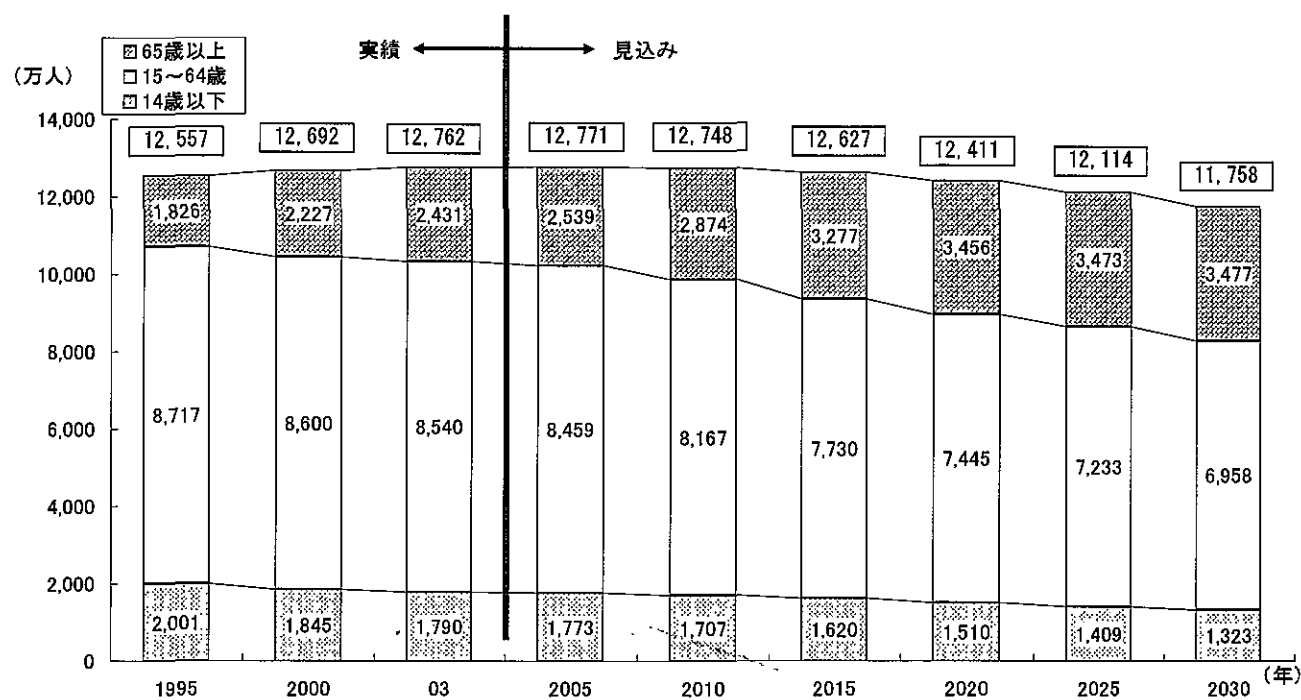
VI 障害者に対する職業能力開発の推進

7 0 億円

- 1 公共職業能力開発施設における障害者訓練の推進 5 5 億円
障害者職業能力開発校が設置されていない地域において、職業能力開発校に知的障害者等を対象とした訓練コースを設定し、障害者の職業訓練の全国的な体制整備を図る。
実施県 1 5 県 → 2 3 県
- 2 事業主や社会福祉法人等の民間を活用した実践的な職業訓練の推進 1 5 億円
企業、社会福祉法人等の多様な委託訓練先を開拓し、精神障害者をはじめとする様々な障害の態様に応じた職業訓練を推進する。
委託訓練対象者数 5, 0 0 0 人 → 6, 0 0 0 人

2. 労働市場を取り巻く状況について

1 総人口の動向



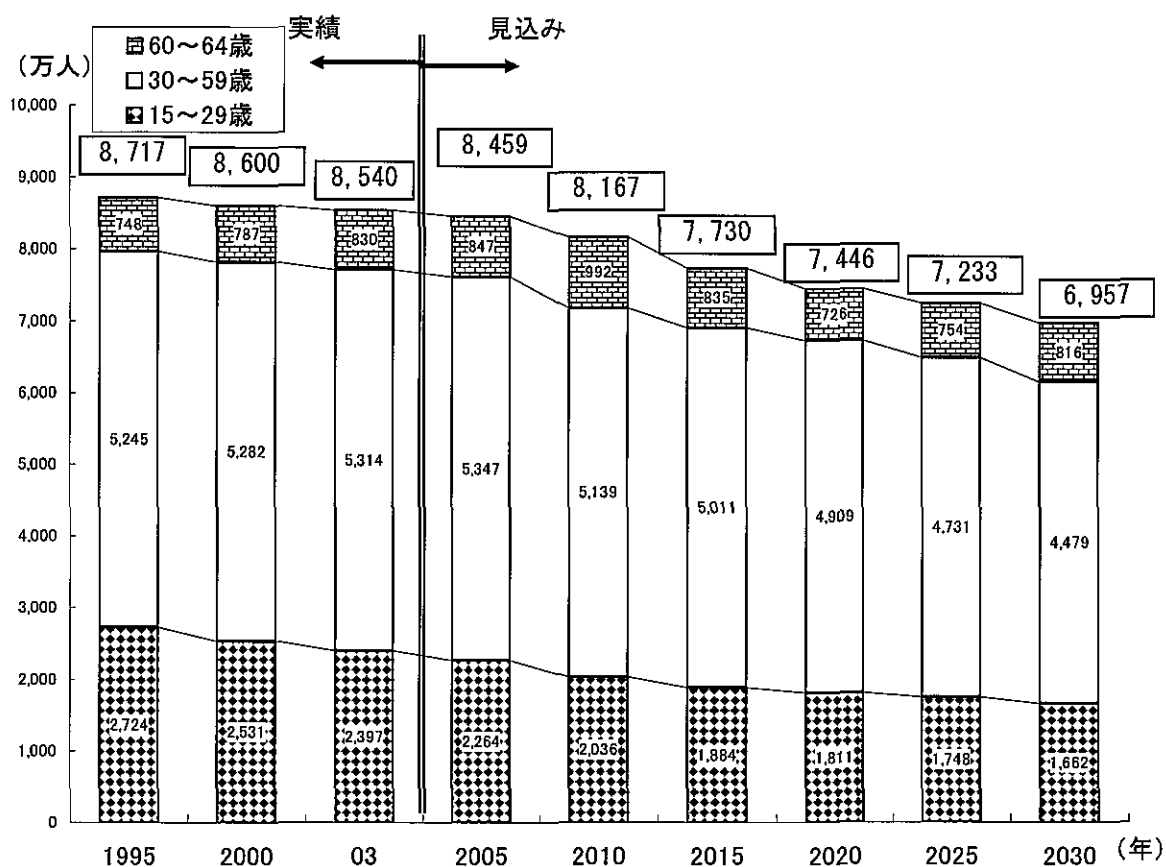
資料出所：

1995、2000年は総務省統計局「国勢調査」

2003年は総務省統計局「人口推計」

2005、2010、2015、2020、2025、2030年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（中位推計）」（平成14年1月）

2 生産年齢人口の動向



資料出所：

1995、2000年は総務省統計局「国勢調査」

2003年は総務省統計局「人口推計」

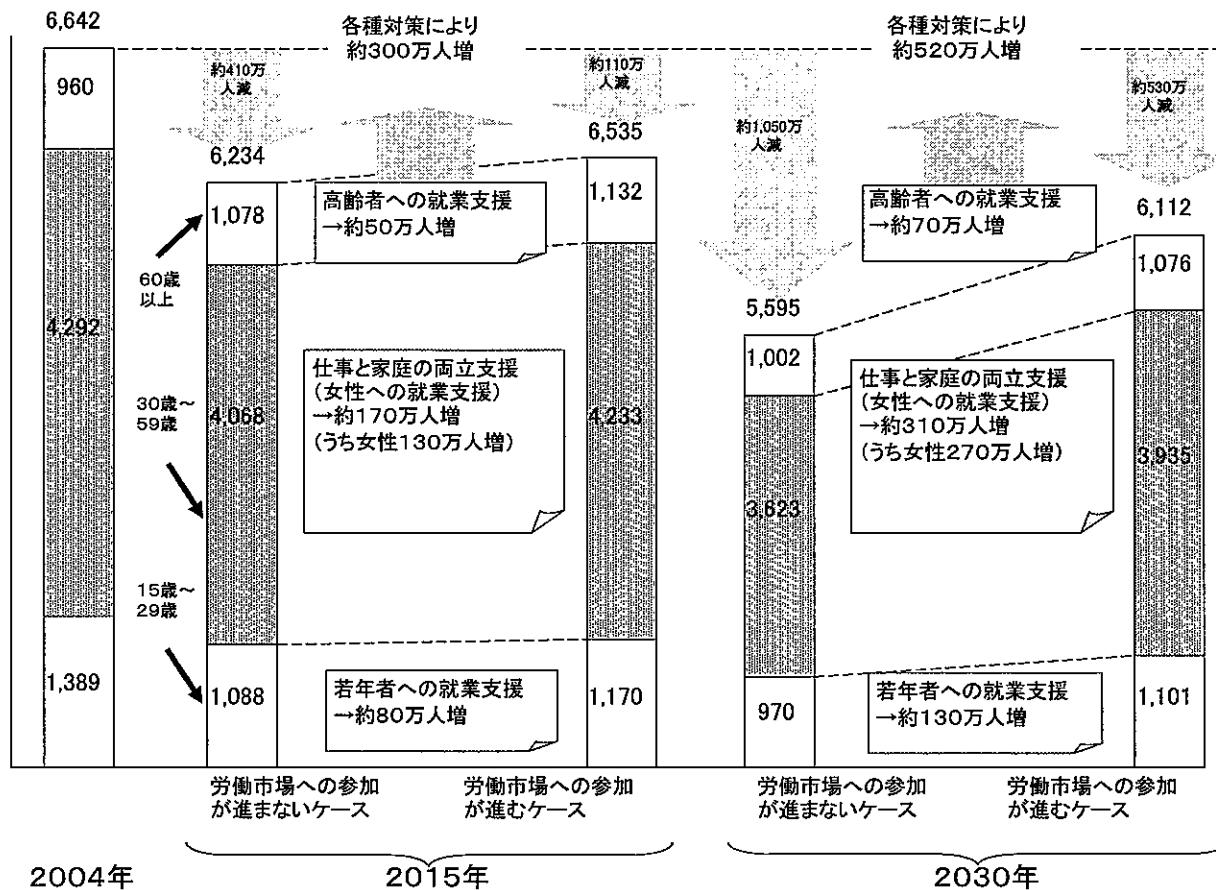
2005、2010、2015、2020、2025、2030年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（中位推計）」
 （平成14年1月）

3 労働力人口の動向

(総人口 12,769万人)

(総人口 12,627万人)

(総人口 11,758万人)



(資料出所) 総人口については、2004年は総務省「人口推計」、2015年、2030年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」による。
労働力人口については、2004年は総務省統計局「労働力調査」、2015年、2030年は厚生労働省職業安定局推計(2005年7月)による。